

称号・段級位審査規則 新旧正誤表

表紙（旧）
平成28年4月

表紙（新）
平成30年4月

剣道称号・段級位審査規則 新旧正誤表

p5 規則（旧）

（審査員の選考基準、審査員の数）

第7条 称号の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査員の数	
錬士	範士又は教士で年齢71歳未満の者	6人	
教士	範士で年齢71歳未満の者	4人	6人
	学識経験者	2人	
範士	範士	7人	10人
	学識経験者	3人	

② 段位の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数
初段から三段まで	錬士六段以上の者	実技・形・学科	5人
四段及び五段	教士七段以上の者	実技・形・学科	6人
六段及び七段	範士又は教士八段で年齢76歳未満の者	実技	6人
	範士	形	3人
八段	範士	第一次実技	6人
	〃	第二次実技	9人
	範士	形	3人

p5 規則（新）

（審査員の選考基準、審査員の数）

第7条 称号の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査員の数	
錬士	範士又は教士	6人	
教士	範士	4人	6人
	学識経験者	2人	
範士	範士	7人	10人
	学識経験者	3人	

② 段位の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数
初段から三段まで	錬士六段以上の者	実技・形・学科	5人
四段及び五段	教士七段以上の者	実技・形・学科	6人
六段及び七段	範士又は教士八段	実技	6人
	範士	形	3人
八段	範士	第一次実技	6人
	〃	第二次実技	9人
	範士	形	3人

p21 規則（新）追加

附則

4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
（審査員選考基準の改定）

居合道称号・段級位審査規則 新旧正誤表

p1 規則（旧）

（審査員の選考基準、審査員の数）

第7条 称号の審査員の選考基準及び審査員の数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査員の数	
錬士	範士又は教士で年齢71歳未満の者	6人	
教士	範士で年齢71歳未満の者	4人	6人
	学識経験者	2人	
範士	範士	7人	10人
	学識経験者	3人	

② 段位の審査員の選考基準及び審査員の数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数
初段から三段まで	錬士六段以上の者	実技・学科	5人
四段及び五段	教士七段以上の者	実技・学科	6人
六段及び七段	範士又は教士八段で年齢76歳未満の者	実技	6人
八段	範士	第一次実技	6人
	〃	第二次実技	9人

p7 段位審査の方法（旧）

受審段位	審査本数	演武時間	
初段から三段まで	全剣連居合5本 (うち1本は古流に代えてもよい)	6分	
四段及び五段	全剣連居合4本及び古流1本	6分	
六段及び七段	全剣連居合3本及び古流2本	6分	
八段	第一次	全剣連居合7本	8分
	第二次	古流7本	8分

p1 規則（新）

（審査員の選考基準、審査員の数）

第7条 称号の審査員の選考基準及び審査員の数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査員の数	
錬士	範士又は教士	6人	
教士	範士	4人	6人
	学識経験者	2人	
範士	範士	7人	10人
	学識経験者	3人	

② 段位の審査員の選考基準及び審査員の数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数
初段から三段まで	錬士六段以上の者	実技・学科	5人
四段及び五段	教士七段以上の者	実技・学科	6人
六段及び七段	範士又は教士八段	実技	6人
八段	範士	第一次実技	6人
	〃	第二次実技	9人

p3 規則（新）追加

附則

4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準、実施要領の改定)

p7 段位審査の方法（新）

受審段位	審査本数	演武時間	
初段から三段まで	全剣連居合5本 (うち1本は古流に代えてもよい)	6分	
四段及び五段	全剣連居合4本及び古流1本	6分	
六段及び七段	全剣連居合6本	7分	
八段	第一次	全剣連居合6本	7分
	第二次	全剣連居合12本	12分

p8 段位審査の方法（新）追加

5. 六・七・八段審査については、平成30年4月1日より当分の間、全剣連居合で実技審査を実施する。

杖道称号・段級位審査規則 新旧正誤表

p1 規則（旧）

（審査員の選考基準、審査員の数）

第7条 称号の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。ただし、これにより難しいときは、会長の承認を得て、変更することができる。

審査対象	選考基準	審査員の数	
錬士	範士又は教士で年齢71歳未満の者	6人	
教士	範士で年齢71歳未満の者	4人	6人
	学識経験者	2人	
範士	範士	7人	10人
	学識経験者	3人	

② 段位の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数
初段から三段まで	錬士六段以上の者	実技・学科	5人
四段及び五段	教士七段以上の者	実技・学科	6人
六段及び七段	範士又は教士八段で年齢76歳未満の者	実技	6人
八段	範士	第一次実技	6人
	〃	第二次実技	9人

p1 規則（新）

（審査員の選考基準、審査員の数）

第7条 称号の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。ただし、これにより難しいときは、会長の承認を得て、変更することができる。

審査対象	選考基準	審査員の数	
錬士	範士又は教士	6人	
教士	範士	4人	6人
	学識経験者	2人	
範士	範士	7人	10人
	学識経験者	3人	

② 段位の審査員の選考基準及び審査員数は、次のとおりとする。

審査対象	選考基準	審査科目	審査員の数
初段から三段まで	錬士六段以上の者	実技・学科	5人
四段及び五段	教士七段以上の者	実技・学科	6人
六段及び七段	範士又は教士八段	実技	6人
八段	範士	第一次実技	6人
	〃	第二次実技	9人

p5 規則（新）追加

附 則

4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
（審査員選考基準の改定）